

令和8年8月5日

那珂川市都市計画審議会

会長 包清 博之 様

那珂川市都市計画審議会設置条例（平成13年3月5日条例第16号）第2条第1号の規定に基づき、下記の通り諮問します。

記

- ・本市の都市計画マスタープランの一部改訂について
- ・那珂川市立地適正化計画の一部改訂について

那珂川市長 武末 茂喜

